

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2024年11月27日マイストーリー・日本株100  
(確定拠出年金向け)

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：61兆9881億円（2024年9月30日現在）

この目論見書により行なうマイストーリー・日本株100（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月26日に関東財務局長に提出しており、2024年11月27日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

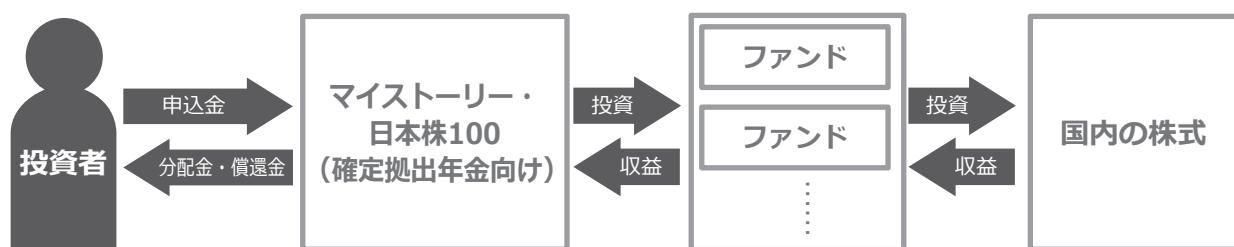
## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

### 投資方針

- 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する国内の株式への組入れが概ねフルインベストメント（95%～100%程度）となることを目途とします。このファンドが維持することを基本とする資産クラス（国内株式）への実質的な投資比率を、ファンドにおいて基準配分比率（純資産に対する比率）といいます。
- 優れていると判断した指定投資信託証券※の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。  
※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。  
◆組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。  
◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとします。
- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配の方針

原則、毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動リスク

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する国内株式の比率が、投資方針に記載の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※流動性リスク管理について

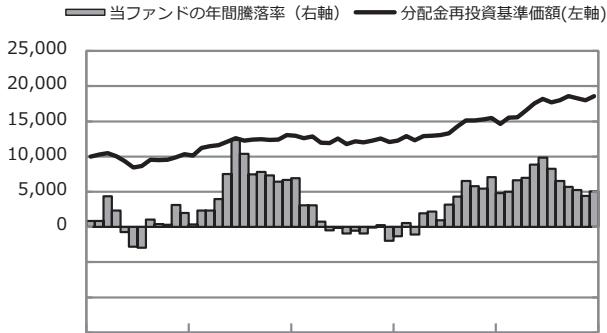
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



# 投資リスク

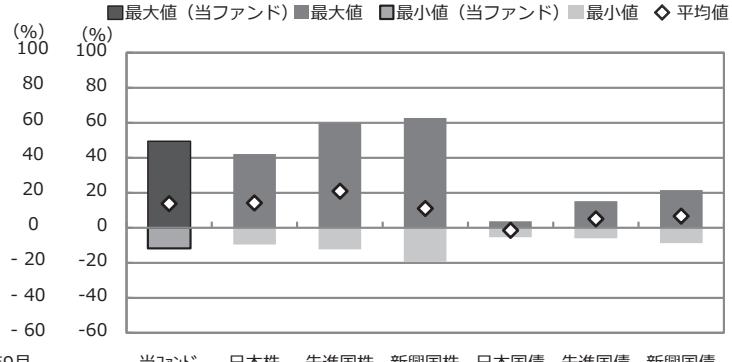
## ■ リスクの定量的比較 (2019年10月末～2024年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年10月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月 2024年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	<b>49.4</b>	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ <b>11.8</b>	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	<b>13.7</b>	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指標化しております。

\* 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであります。金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPJ）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPJやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スponsサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保険または販売促進を行いません。証券や金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スponsサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スponsサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スponsサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スponsサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2024年9月30日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

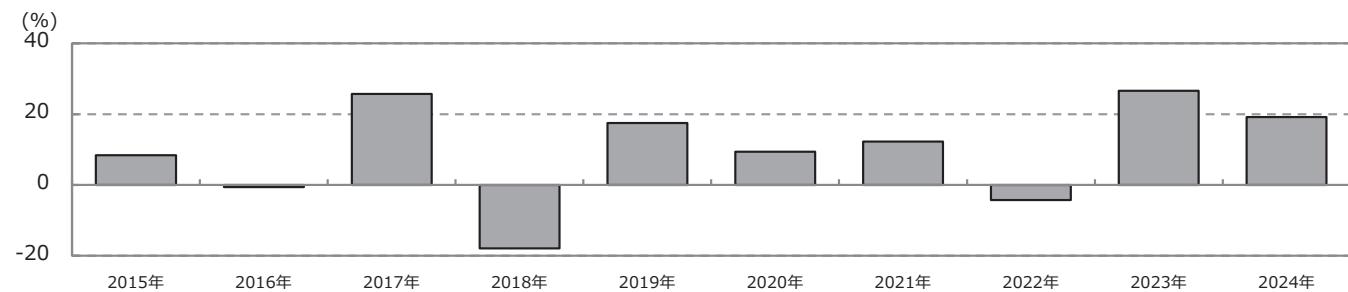
2024年8月	5 円
2023年8月	5 円
2022年8月	5 円
2021年8月	5 円
2020年8月	5 円
設定来累計	275 円

## ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	日本フォーカス・グロースF (適格機関投資家専用)	19.1
2	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)	17.7
3	One国内株オープンF (FOFs用) (適格機関投資家専用)	16.2
4	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)	14.6
5	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF (適格機関投資家専用)	10.0
6	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)	8.1
7	SJAMバリュー日本株F (適格機関投資家専用)	7.6
8	ノムラ-T&D J Flag日本株F (適格機関投資家専用)	5.4

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して3営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入の申込者の制限	確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

換金単位	1口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購入の申込期間	2024年11月27日から2025年11月27日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限（2001年11月22日設定）
繰上償還	やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）
信託金の限度額	5000億円
公告	原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用が可能です。 *上記は2024年9月末現在の情報に基づくもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。						
	ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分				
支払先の配分の内容 および役務の内容 (税抜)	信託報酬率	年0.77%（税抜年0.70%）					
	委託会社 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.27%	年0.28%				
	販売会社 口座内のファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	年0.40%	年0.40%				
受託会社 ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等		年0.03%	年0.02%				
	実質的な負担 <sup>(注)</sup>	年1.55%±年0.15% 程度（税込）					
(注) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2024年11月26日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。							
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税						
	等						



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

\* 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
ファンド	1.50	0.77	0.00	0.73	0.00

(2022年8月30日～2023年8月29日)

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

\* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

\* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

\* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

\* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

\* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



# 追加的記載事項

## ●指定投資信託証券について

2024年11月26日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
2	ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
3	ファンド名	ノムラ-T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	T&Dアセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
4	ファンド名	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）
	委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	ファンド、マザーファンドの運用の委託先	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
	実質的な主要投資対象	日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）
5	ファンド名	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）
	委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
6	ファンド名	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）
	委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の上場株式
7	ファンド名	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
	主要投資対象	わが国の株式
8	ファンド名	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式

- ・指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式※で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

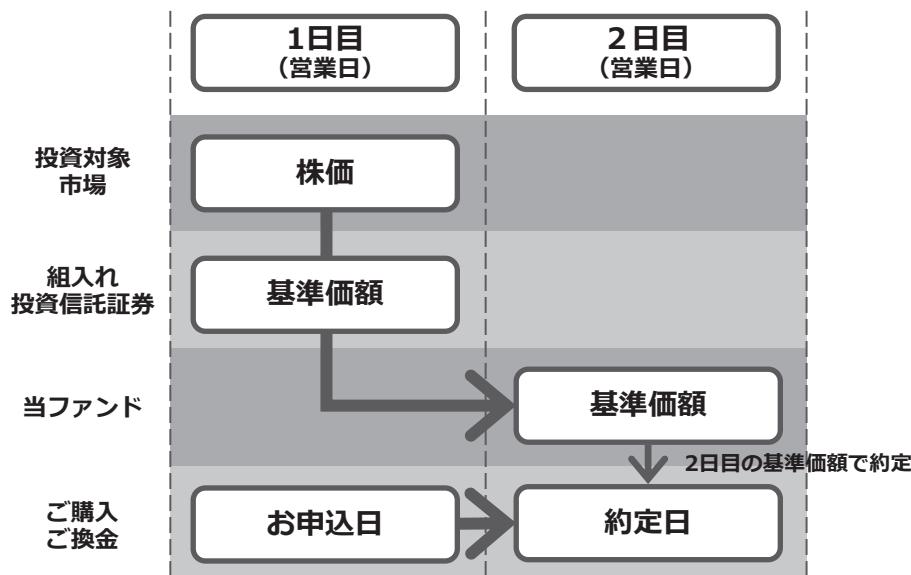
※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。



## 追加的記載事項

- ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご留意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日（2日目）の基準価額（約定価額）は、  
お申込日（1日目）の株価を反映したものです。

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

